

議案第8号

愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について

愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定めるものとする。

平成31年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、立田中学校の体育館等の冷房設備に係る使用料の
額を定める等のため必要があるからである。

愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

第1条 愛西市学校体育施設の開放に関する条例（平成17年愛西市条例第83号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 体育館等を全面使用する場合は、半面使用料の2倍とする。 昼間に照明を使用する場合は、1時間につき300円を加算する。」	を
---	---

「 備考 1 昼間に照明を使用する場合は、1時間につき300円を加算する。 2 立田中学校の体育館等（剣道場を除く。）において冷房設	に
---	---

改める。

第2条 愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部を次のように改正する。

別表備考第2号中「4,800円」を「4,880円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 愛西市学校体育施設の開放に関する条例第12条第1項の規定により教育委員会の指定を受けた者は、第2条の規定の施行の日前においても同日以後の学校体育施設の開放の利用に係る料金の額の設定について、第2条による改正後の愛西市学校体育施設の開放に関する条例別表の規定の例により行うことができる。